

第3章

ヨルダンの「国民」形成

——トランスヨルダン成立期を中心にして——

はじめに

現在のヨルダンの「国民」の構成要素は、大きく分けるとトランスヨルダン（Transjordan）時代からのヨルダン川東岸住民（東岸住民）と、1948年、1967年を契機に東岸に流入したパレスチナ人から成る。ヨルダンの「国民」意識の生成過程を考えるとき、パレスチナ人の存在は重要な要素となる。イスラエルの成立によるパレスチナ人の難民化に加え、1950年ヨルダン政府が西岸を併合したことがまたヨルダン「国家」建設に重要な意義を持った。社会・経済的に発展した西岸、特に経済・文化・政治の中心地エルサレム（つまりパレスチナの象徴）を抱えたヨルダンが、ヨルダンとしての「国家」と「国民」のアイデンティティを確立するためには、何としても東岸を発展させ、経済・政治・文化の中心を東岸に移すことを必要とした。しかし、そのためにパレスチナ人の資本・労働力・技術が必要とされ、逆にパレスチナ人の社会的進出が進んだ。まだ独自の政治的主体を持たないパレスチナ人一部は、1956年に成立した東岸のリベラル勢力を中心とするスレイマン・ナーブルスィー（Sulaymān al-Nābūsī）政権の時に、ヨルダンの民主化を求める体制変革の要求を支持するなど、東岸住民のリベラル勢力との共闘関係にもあった。しかし、アラブ民族主義の拡大を背景にし、政治・経済問題を体制変革に結

び付けることが可能な時代はすぐに終わった。米英の支援を背景にしたフセイン国王はハーシム (al-Hāshim) 王家の存続に危機感を抱き、ナーブルスイー首相を解任し、以後政党活動を禁止するなどの措置をとったのである。

1960年代には、年間5000万ドルの米国からの援助を背景にヨルダンの官僚機構は拡大し、政府が国内の最大の雇用者となった。この時期にヨルダン人のテクノクラートが徐々に政治的権力を握るようになってきた。これらテクノクラートを通して、徹底した東岸住民優遇策がとられた。即ち政府は部族長や地主に大規模な経済的援助を行ない、部族長・地主は農民や労働者に援助や仕事の世話をすることで、テクノクラート・地主層支配に対する不満を抑えた。また引退した将校や兵士は、その地位に応じさまざまな官僚のポストを与えられた。一方パレスチナ人はプライベートセクターで成功し、経済的発展をとげたものの、ごく一部の者を除いては官僚機構や政策決定過程の中では二流の地位に甘んじなければならなくなってしまった。東岸住民の各層は援助や補助金政策の恩恵を受け、政治的制約に対する不満は極力抑えられ、勢い体制に不満を抱くパレスチナ人に猜疑の目が向けられるようになった。PLOの設立、パレスチナ解放勢力との対立という経験を経て、ヨルダン政府は社会的矛盾をパレスチナ系住民と東岸住民の対立というエスニックな問題に転嫁する、という構造ができたのである。ハーシム王制の安定は、内政の危機の際には東岸住民のパレスチナ人に対する危機感を利用し、批判が政府・体制に及ぶのを避けるという「負のメカニズム」により維持された部分があることは否めない。しかしインティファーダ (*intifāda*)、ヨルダンによる西岸との関係断絶、民主化を経験し、現在はこの構造も崩壊しつつある。

以上のようなことから、東岸住民とパレスチナ人を中心的要素とするヨルダンの「国民」意識は、第二次大戦後に発展した比較的新しいものであることがわかる。しかし、東岸住民を結び付けているはずのよく言及されるところの伝統的「部族社会」の実態は、これまで必ずしも明らかにされていないように思われる。そこで本稿では、このような現在のヨルダンの「国民」意識の構造を明らかにするための準備的作業として、トランスクロードン期（特

にトランスヨルダン成立前後の）の「国民」形成について論じることにする。以下、第1節では、トランスヨルダンに先行する「部族社会」の社会状況をオスマン帝国の行政機構との関わりなどにも留意しながら叙述する。第2節では、「部族社会」に外から当て嵌められた制度のひとつとしての「外からの」政治的エリートの特色について触れる。そして第3節においては、アブドゥッラー（'Abd Allah）の権力の正統性と、第1節で触れたベドウィンの対応、定住民の対応を中心に叙述することとする。

第1節 トランスヨルダンに先行する社会状況

1. オスマントルコ帝国統治下のトランスヨルダン

(1) ヨルダンの「部族社会」

トランスヨルダンが成立する直前の当地の住民数は、約23万人であった。このうち20万3000人がムスリム・アラブであり、1万5000人がキリスト教徒・アラブであった。そしてこの社会の中で最も新しい移民が、19世紀末のロシアにおける宗教的迫害を逃れてこの地に移住してきた、宗教的にはイスラム教を信奉するサーカシアン（Circassian）であった⁽¹⁾。マーン・アブー・ヌワール（Ma'an Abu Nowar）はグラブ（J. B. Glubb）の分類を採用して、トランスヨルダンの住民を生活形態に従って次の3つに分類している。それによると、ヨルダンの住民は①ベドウィン（badw）、②半ベドウィン（shibh al-badw〈仮訳〉）、③都市住民や農民を含む定住民（fallahin または ḥāḍar）に分かれる⁽²⁾。ただし半ベドウィンの中には、定住化が進み③に分類してもよいぐらいのものも多い。

ヌワールは「ベドウィンは主に貧しく、しかし武装していて、好戦的で、自分達の部族の掟や習慣以外のいかなる統治にも従おうとしなかった。従って、征服者や帝国主義者や政府の役人にとって、彼等は政治的にも経済的に

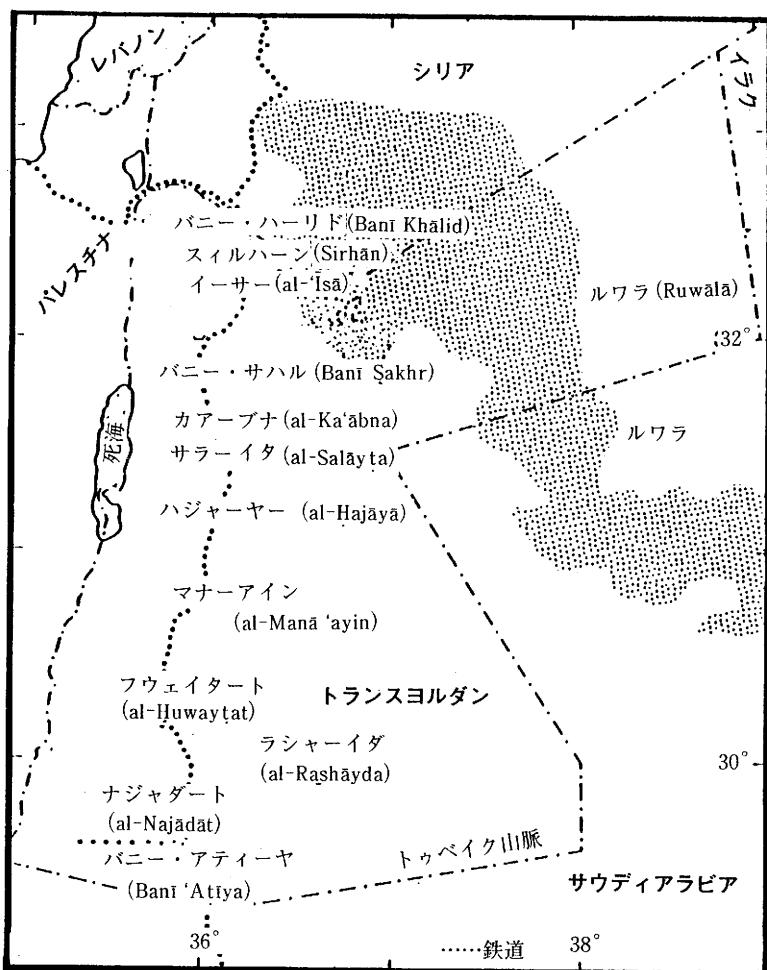
も好ましくない相手であった。オスマン・トルコは彼等を自活させ、砂漠を自由に往き来させていた。(中略) オスマン・トルコはベドウィンがハッジのキャラバンやダラアー (Dar'a) とマアーン (Ma'an) の間を走る (ヒジャーズ [Hijazi]) 鉄道を襲わないように、『スッラ』 (ṣurra)⁽³⁾をベドウィンのシャイフに支払った」と説明している。ベドウィンのメンタリティーに関する議論はさておき、ここではオスマン帝国がベドウィンの取扱いに苦慮し、かなり自主的な行動を容認する形で対応せざるを得なかったという事実をおさえれば十分だろう。

トランシヨルダンの有力なベドウィンは、バニー・サハル (Banī Ṣakhr), スイルハーン (al-Sirḥān), バニー・ハーリド (Banī Khālid), イーサー (al-Īsā), サラーイタ (al-Salāyṭa), カアーブナ (al-Ka'ābna), フウェイタート (al-Ḥuwayyat), マナーアイン (al-Manā'ayin), ナジャーダート (al-Najādāt), ラシャーイダ (al-Rashāyda), ハジャーヤー (al-Hajāyā) などであった。これらのベドウィンは、主にヒジャーズ鉄道の線路の東側の砂漠（土漠）地帯で生活していた。その数は、約5万5000人と推定された（第1図参照）⁽⁴⁾。

ベドウィンと定住民の中間に位置する半ベドウィンは、大部分がヒジャーズ鉄道の西側に隣接する丘陵地帯に本拠地を置いていた。その中でも有力なオドワーン (al-'Udwān) 一族は、先住の一族を圧迫しながら17世紀から北部のバルカー (Balqā') 地域を中心に農地を拡大し、ヨルダン渓谷にまでそれを拡大していた⁽⁵⁾。他に有力な一族は、バニー・ハサン (Banī Ḥasan), アジャールマ (al-'Ajārma), アッバード ('Abbad), ハディード (al-Ḥadid), ラウイズィイーン (al-Lawiziyyīn), バニー・ハミーダ (Banī Ḥamīda) などである（第2図参照）。彼等は主に馬、羊、山羊を飼育すると共に、小麦、大麦、トウモロコシなどを作り、自分の土地を所有していた。不作の年にだけ、家畜の草を求めてわずかな距離を移動した。その総数は約4万7000人であった⁽⁶⁾。

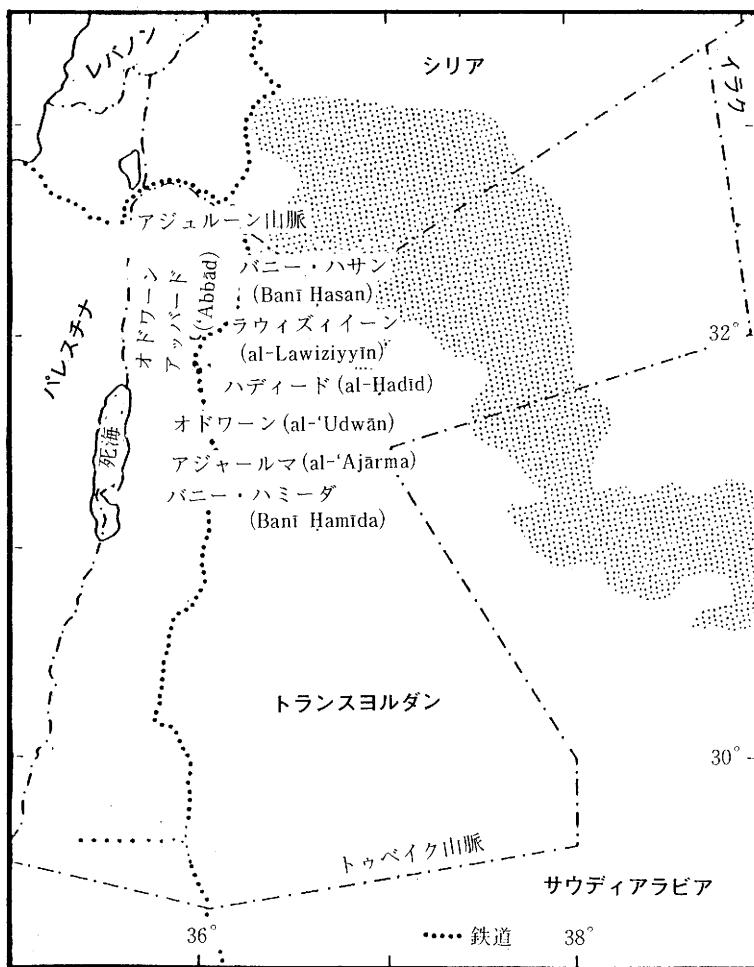
定住民は丘陵地帯 (800メートル前後) の上部からヨルダン渓谷にかけて住み、主に穀類、特に小麦を生産していた⁽⁷⁾（第3図参照）。トランシヨルダンの農業の発展と人口増加は、特に1860年から80年にかけて目覚ましかった。とり

第1図 トランスヨルダンのベドウイン



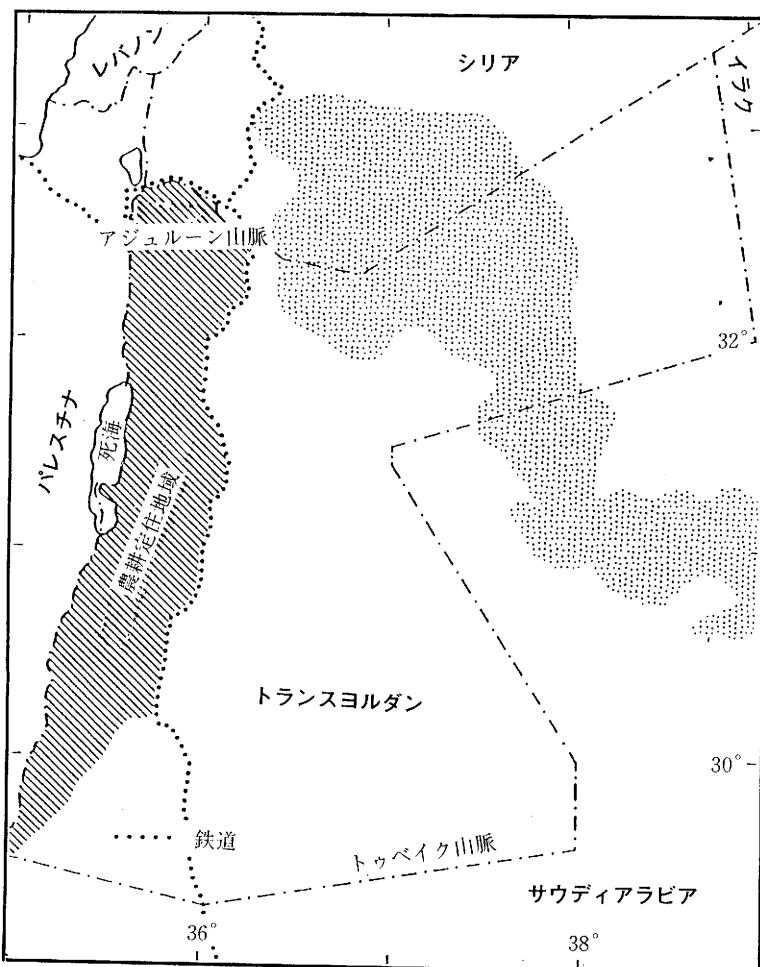
(出所) Ma'am Abu Nowar, *The History of the Hashemite Kingdom of Jordan: Volume 1: the Creation and Development of Transjordan, 1920-1929*, オックスフォード, Ithaca Press, 1989年。

第2図 トランスヨルダンの半ペドウイン



(出所) 第1図と同じ。

第3図 トランスヨルダンの定住地区



(出所) 第1図と同じ。

わけ北部のバルカー地区や中部のカラク（al-Karak）地区の農民、村落住民、そしてベドウィンから転じた農民が東部方面に進出した⁽⁸⁾。19世紀末の20年間には、人口増加に加えて、西部や南部からの移住者が多く⁽⁹⁾、さらに農地獲得の要求が強まっていた。

各地域で比較的大きい村（人口3000～5000人規模）には複数の有力一族が住み、周辺の小村（500～1500人規模）の経済活動の中心地となった。特にカダー（qadā'—ウイラーヤ[wilaya]、サンジャク[sanjaq]に続く行政区域）の中心地の村は、商人、役人、職人、憲兵などが活動していた。住民の大部分は武装し、ベドウィンの襲撃に備えると共に、時としてオスマン帝国政府に反抗した。またこのような村には、キリスト教徒やサーカシアンといった少数派も住んでいた。これらの定住民の総数は、約12万8000人であり⁽¹⁰⁾、その主要な村の人口はそれぞれ、サルト（al-Salt）2万人、アンマン（'Amman）6400人、カフランジャ（Kafranja）3200人、スーフ（Sūf）3200人、ラムサー（Ramtha）4500人、カラク3000人などであった⁽¹¹⁾。

このような地域社会の相互関係は、端的に言って対立と協調の交錯したものであった。最も有力なベドウィンのバニー・サハルー族と半ベドウィンのオドワーンー族のライバル関係は有名で、対立解消のためオスマン帝国政府が介入するほどであった⁽¹²⁾。また、定住民はベドウィンの攻撃を受けることや土地問題に関してベドウィンとの緊張関係に立つこともあったが、その一方バルカー地方の中心地サルトのような例もあった。ナーブルスやエルサレムと東のベドウィンの仲立ちをしていたサルトは、バルカーの諸部族はもとより、バニー・サハルー族の唯一の交易の場所となる一方、ベドウィンは保護を与えるという協調的関係も成立していた⁽¹³⁾。

以上のことから、ヨルダンにおいては、部族的紐帯を基盤とした社会という側面から見ればベドウィンも定住民もひとつの範疇にくくることは可能である。オスマン帝国の南に位置するベドウィンはオスマン帝国の支配からは自由な地位を確保し、砂漠という自己完結的な世界の生活を維持し、パレスチナ・地中海とは定住部分を介する交易により世界資本主義市場との直接の

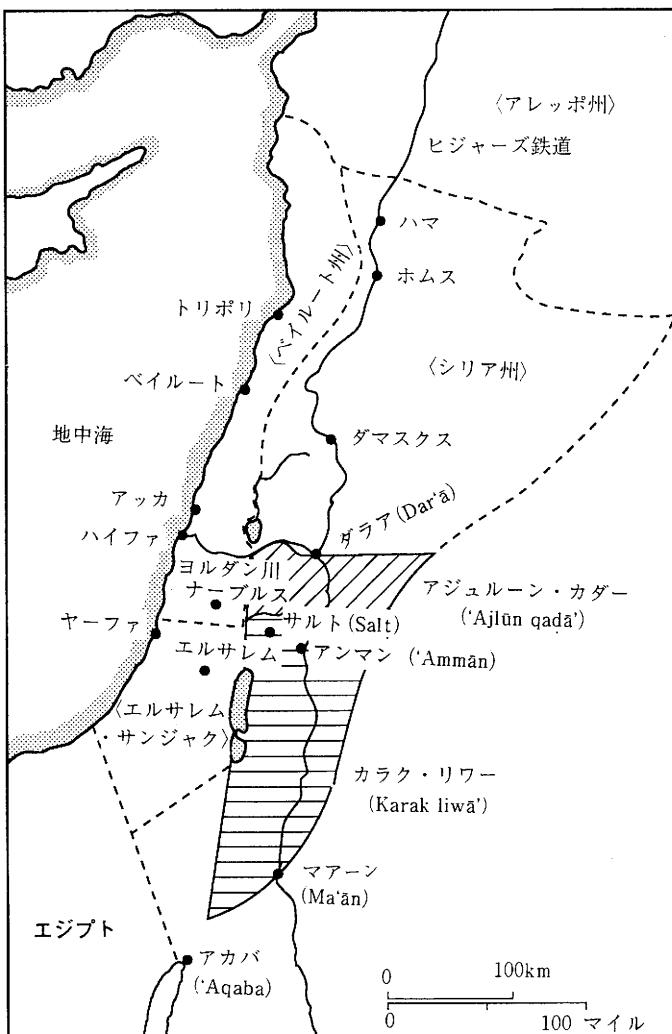
接触を逃れた位置にあり、定住化への傾向はあるものの、西から見てヨルダン渓谷－定住地帯－砂漠地帯を結ぶ一種の安定した「部族社会」が存在したと言うこともできる。しかし、トランシヨルダンという政治的枠組みが当て嵌められた時、政治・経済生活レベル両者の行動には相違が見られた。「国家」成立過程において、定住民たる都市名望家・村落の有力一族の指導者が、対英國・対ハーシム王政の政治的要求を強め相互に深い関わりを持つようになったのに対し、トランシヨルダン成立直後ベドウィンはこのような政治過程とは関係が薄かった。従って両者に対するトランシヨルダン政府や英國の対応も異なっていた。その意味で、トランシヨルダン成立時におけるベドウィン中心の「部族社会」が、既に定住社会への過渡的状態にあった、ということができる。半ベドウィンを加えたベドウィン人口が約10万2000人であったのに対し、定住民は約12万8000人とベドウィン人口を上回っているという、この時点での人口統計は特記すべきである⁽¹⁴⁾。成立直後のトランシヨルダンの「部族社会」は、定住民たる大量のパレスチナ人の移住前から既に、ベドウィン中心の社会（「国家」という枠に消極的に対応）と定住民中心の社会（「国家」という枠に積極的に対応）という異なるベクトルが並存する状態にあったと見做すことも可能である。

（2）オスマン帝国の行政

前項で触れたトランシヨルダンの定住部分は、主にオスマン帝国の行政区画に属していた。シリア・ウイラーヤ（wilaya Sūriya）の中の、ホーラーン・サンジャク（sanjaq Hawrān—サンジャクは行政区域名称、リワー[liwā']と同義）の一部と、カラク・サンジャク（sanjaq Karak）がトランシヨルダンと重なっていた（第4図参照）⁽¹⁵⁾。

北部のアジュルーン（'Ajlūn）・カダーは、北はヤルムーク（al-Yarmūk）川から南はザルカ（al-Zarqa'）川までの間に位置し、その中心の町イルビド（'Irbid）にカダーの長官であるカーアイムマカーム（qa'immaqām）が置かれ、シリアのホーラーン・サンジャクの行政区下に属していた（第1表参照）。

第4図 オスマン帝国下のトランスヨルダン



(出所) Munib al-Mādī ; Sulaymān Mūsa 編, *Ta'rīkh al-Urdun : fī al-Qarn al-'Ishrīn, 1900-1959* [ヨルダン史：20世紀], 第2版, アンマン, Maktaba al-Muhtasab, 1988年, 7 ~ 9 ページ / Mary C. Wilson, *King Abdullah, Britain and the Making of Jordan*, Cambridge University Press, 1987年より作成。

第1表 19世紀末オスマン帝国統治下のヨルダン行政機構
：アジュルーン・カダー (qaḍā 'Ajlūn)

行政区域名	左区域における長官官職名
ホーラーン・サンジャク (sanqaq Hawrān)	サンジャク (リワー)
ヨルダン以外のカダー サルフダ (Salkhuda)	アジュルーン (‘Ajlūn) 中心地：イルビド (‘Irbid)
〈アジュルーン・カダー内のナーヒヤ〉 クーラ (al-Kūra) / バニー・ジャフマ (Banī Jahma) / サルウ (al-Sarw) / ワスティーヤ (al-Wastīya) / バニー・オペイド (Banī ‘Ubayd) / カファラート (al-Kafarāt) / ジェラシ (Jarash) / ジャバル・アジュルーン (Jabal 'Ajlūn)	ナーヒヤ (nāhiya)
	カルヤ (qarya)

(出所) Munib al-Mādī ; Sulaymān Mūsā 編, *Ta’rīkh al-urdun : fī al-Qarn al-‘Ishrīn, 1900-1959* [ヨルダン史：20世紀], 第2版, アンマン, Maktaba al-Muhtasab, 1988年, 7~9ページ, および木村喜博『東アラブ国家形成の研究』(研究叢書354) アジア経済研究所, 1987年, 37~64ページ, より作成。

アジュルーン・カダーに接して、その南に位置するのがバルカー・カダーであった。このカダーは北をザルカ川, 南をワーディー・ムージブ (wādī al-Mujib) に接していた。1868年, 中心の町サルトに, カーイムマカームが置かれ, サルト城にはオスマン帝国軍が駐留した。そしてパレスチナのナーブルス (Nablus) のムタサッリフ (mutaṣarrif—リワーの行政区長) の行政区下に属していたことから, また歴史的にも交易を通じた関係も深かったこともあり, パレスチナとの往き来も盛んであった。バルカー・カダーは1894年にカラク・リワー (サンジャク) に編入された⁽¹⁶⁾。

カラク・リワーは, 東がワーディー・スィルハーン (wādī al-Sirḥān), ヨルダン川—死海—ワーディー・アラバ (wādī 'Araba) の線を西, ザルカ川を北,

マダーイン・サーリフ (Mada'in Ṣalif) を南とする地域に跨がっていた。トランシスヨルダンの中で、唯一完全にリワー単位の行政区域が組み込まれたのは、このカラク・リワーだけである。カラク・リワーは、エジプトのイブラーヒーム・パシャ (Ibrāhīm Bāshā) がシリアを撤退してから、1894年までオスマン帝国の支配から離れていた。しかしワーリー (wālī—ウイラーヤの長) のラウーフ・パシャ (Ra'ūf Bāshā) の攻撃により再び支配下に入り、フセイン・ヒルミー・パシャ (Huṣayn Hilmi Bāshā) がカラク・リワーのムタサッリフに就任した⁽¹⁷⁾。

リワーの中心地マアーン (Ma'ān) にはムタサッリフが配置され、その下にサルト、タフィーラ、カラク（の町、以下リワーを付けない部分は全て都市名）にカーメスマカームが配置された。フセイン・パシャは（マアーンの）旧城の前に政府の事務所を設け、近くにモスクを建て、軍の宿舎として城の改造を行なった。そして住民から徴税を開始し、初等教育の学校を作った。この後任のサーディク・パシャ (Ṣādiq Bāshā) は賄賂などで評判が悪かったが、そのさらに後任のムタサッリフ、ラシード・パシャ (Rashid Bāshā) は、カラクに住民の寄付で学校を建てると共に、モスクを新築し、サルトとタフィーラに政府の事務所を建てた。この時代にカラク住民は新たな城を建て始めた。この後のムスタファー・ベイ・アービド (Muṣṭafā Bay al-Ābid) の任期中の1902年には、カラクにニザーミー裁判所 (maḥkama nizāmiya—婚姻、離婚、相続などを含む宗教法に基づく maḥkama shara'iyya の範疇以外を扱う) が設けられた⁽¹⁸⁾（第2表参照）。

行政機構の整備とともに⁽¹⁹⁾、住民には、①不動産及び家屋税 (al-wirkū wa al-musaqqafat)，②ウシェル税 (al-'ushr)，③家畜税 (al-aghnām)，④雇用税 (al-tamattu')，⑤労働 (al-'ummāl al-mukallafūn)，⑥教育税 (al-ma'arif)，⑦軍事税 (al-'askarīya) などのさまざまな税金が課せられた。①は1886年のオスマン帝国法では、土地所有者に0.4%，住宅所有者に0.5%，店舗所有者に1%の税率であったが、戦争などの理由によりそれぞれ5%（1912年），25%（1910年），6%（1908年）と値上げされた。②は、土地所有者に収穫の10%であったが、

第2表 19世紀末オスマン帝国統治下のヨルダン行政機構
：カラク・サンジャク(sanjaq Karak)

行政区域名	左区域における長官職名
カラク・サンジャク 中心地：マアン(Ma'an)	サンジャク (リワー)
タフィーラ カラク サルト* (al-Tafla) (Karak) (Salt)	カダー
タブーク(Tabük)/ジーザ(al-Jiza)/ マダーアン・サーリフ(Madā'in Ṣalīf)/ アンマン('Ammān) 他2	ナーヒヤ (nāhiya)
	カルヤ (qaryā)

*かつてのバルカー・カダーは、1905年その中心地サルトの名でカラク・リワーに編入された。
(出所) 第1表に同じ。

後に12.5%に値上げされた。他の税金についても戦争による国庫の窮乏という理由で引き上げられ、住民の生活を圧迫した⁽²⁰⁾。

オスマン帝国統治下のトランスヨルダン地域で、特記すべきこととしてヒジャーズ鉄道の建設がある。建設工事は1900年9月に開始され、1903年のうちにダマスクス—ダラー（ヨルダン・シリア国境近くのシリア側の町）線、ダラー—アンマン線が開通した。1904年にはアンマン—マアーン線が開通し、1908年にはダマスクスからマディーナ(al-Madīna)までの全長1320キロのヒジャーズ鉄道が、トランスヨルダンを縦貫する形で開通した。これは、ヒジャーズまでの巡礼を容易にするという表向きの理由と、同地への政治・軍事的支配を強化するという目的があった⁽²¹⁾。いずれにしろ、この鉄道の建設による時間の短縮⁽²²⁾はオスマン帝国のトランスヨルダン地域への支配にも影響を与えることになった。

2. カラクの反乱

ここでは、スライマン・ムーサー (Sulaymān Mūsa) の記述に従って、トランシスヨルダン成立前のカラクという一地方都市を中心としたオスマン帝国への抵抗運動を見ることで、当地の住民の政治運動の実態に触れておきたい⁽²³⁾。

カラクはアンマンの南約100キロ、死海の東10キロの所に位置し、20世紀初頭で人口3000人前後の地方都市であり、近郊の農業地帯の中心をなしていた。以下に述べるように、オスマン帝国の統制強化に反対する反乱を中心となったマジャーリー一族は、カラク地域でも有力な一族である。同一族からはタウフィーク・マジャーリー (Tawfiq al-Majalī) が、1908年にオスマン帝国議会の議員（カラク・サンジャク）に選出されている⁽²⁴⁾。

カラク反乱の原因のひとつは、オスマン帝国政府がムタサッリフ、サーディク・パシャの時代に、シャイフに対する給料 (rawatib al-mashāiykh) をカットし、これが住民の抵抗運動を喚起したことと、さらに政府による軍の増強がこれを助長したことであった。原因の2つめは、シリア州のワーリー、イスマーイール・ファーディル・パシャ (Ismā'il Fadil Basha) が、リワー行政評議会 (majlis idāra al-liwā') 選挙で多数票を獲得したカラクのシャイフ、カドル・マジャーリー (Qadr Majalī) に対して、その当選を認めようとしなかったことにある。また民衆は、税金による政府の圧力や賄賂や腐敗といった不公正で知られるトルコ政府に憤っていた。しかし主な原因是、徵兵制の導入と住民からの武器徵収を決めた法律にあった⁽²⁵⁾。

当時、オスマン帝国の地方行政に対する不満が各地で表面化しつつあった。カラクで既にオスマン帝国政府に対する不満から1900年に反乱を企てたが、事前に発覚し失敗していた⁽²⁶⁾。1905年カラクの南部にあるショーバク (al-Shubak) 村でも、駐留するオスマン帝国軍の行動をめぐり衝突が起きていた⁽²⁷⁾。そして1910年には、シリアでドルーズとホーラーン住民の反乱があり、政府はサーミー・パシャ (Sāmī Basha) 率いる37個大隊 (tabūr) を送り、両者の間の衝突が発生した。結局反乱の指導者は逮捕され、死刑あるいは懲役

刑を宣告された。サーミー・パシャはこの機をとらえて、同地域の住民の登録と兵役を課す法律を実施し、徴兵年齢に達した者を混乱の続くバルカンの前線に送った。これは近隣のアラブ諸国に大きな反響をもたらし、同様の措置が施行されることを近隣住民は恐れた。サーミー・パシャはこの効果を見て同様の措置をカラク・リワーでもとることにし、住民をおさえるため自分の指揮下の軍をカラクに置いた。1910年10月末、カラクのムタサッリフのもとに、カラクの住民から武器を集め土地登録と住民の財産の登録を行なってはどうかとの電報が届いた。当時のムタサッリフ、ターヒル・ベイ (Tahir Bay) は、同措置を急ぐように答えた。この電報について地元のシャイフたちは会議を開き協議したが、カドル・マジャーリーはこの要請を拒否すると宣言した。ムタサッリフはこの結果を電報でサーミー・パシャに伝えた。これに対し政府は、すぐに同リワーのシャーケル・パシャ (Shakir Bāsha) 将軍 (amīr) が率いる3個大隊をカラクに送った。同軍とムタサッリフは協力して、住民のセンサス委員会を作った。マアムール (ma'mūr, 行政長官) がこのセンサス委員会を監督し、軍の徴兵検査担当将校と2人の町の役人と住民代表1人が各センサス委員会に同行したが、マアムールは住民の意見は重視しなかった。そして徴兵年齢の幅を20歳から45歳とした。これで住民の不安感が増した上に、センサス委員会のマアムールのハイリー・ベイ (Khayrī Bay) は同委員会のメンバーであったカドル・マジャーリーが同一族に、政府が一族の伝統的地位を脅かしていると吹き込んでいると繰り返し批判したのだった⁽²⁸⁾。

さらに状況を悪化させたのは、サライタとカアーブナという有力な2部族がその一族の住民登録を拒否し、政府軍に抵抗するか逃亡する構えであることが、ムタサッリフや軍の司令官の知るところとなったことである。これに対し軍は100名以上の騎馬部隊を派遣し、ウンム・ラサース (Umm al-Raṣāṣ) という小村の近くに駐留させ、センサス委員会の行動をサポートし、いざ必要となればこの2部族に対して武力を行使する姿勢を示した⁽²⁹⁾。

このような理由で、地方の有力者は新たに抵抗の姿勢を固めた。1910年11月23日火曜日、同地域の全ての部族 ('ashīra) はこの地にいるオスマン帝国

の軍と役人を攻撃し殺害することを決定し、カラクの城に集まっているオスマン帝国軍を攻撃することにした。シャイフ達はオスマン帝国軍が集中するのを避けるため、同地域の部族のネットワークをフルに活用した分断作戦に出た。彼等はムタサッリフに、カラクから8グループの兵を周辺の村に送り、住民が政府に不満を抱いていることに対して脅しをかけるよう持ち掛けた。ムタサッリフはその真意を知らずにこの手に乗り、さらに8つのグループをカラクから送ったため、800人の兵がカラクから離れ分散することとなった⁽³⁰⁾。

カドル・マジャーリーはさらに他の部族の協力を得るため、カラクの「東部部族連合」のタラーウネ (al-Tarawna), ドムール (al-Dumūr), サライレ (al-Şarāyra) を説得し、支持を取り付けた⁽³¹⁾。士気を抑え切れずに計画より早く攻撃に出てしまった部族を追って、カドル・マジャーリーやサライレ、タラーウネ、ドムール一族の者はカラクに急ぎ、夜半に到着した。そこで政府の建物を攻撃し、占拠し、中の者を殺害し、中にあった書類や公式文書を完全に燃やしてしまった。政府軍が反撃し反乱軍を町の半分まで押し戻したので、近くの役所の役人と家族は要塞に逃げ込むことができた。この後、政府軍と住民の間で激しい戦闘が繰り広げられた。住民は押し返し、再び政府の建物を占拠し、指令部、電報・郵便局、刑務所、モスクを占領し、要塞を取り囲んだ。反乱はカラク周辺にも波及し、部族の者は登録局の役人を襲い、周辺に配置されている軍を襲った⁽³²⁾。

事態は周囲にも拡大した。ベドウインは、ヒジャーズ鉄道のジーザ駅 (al-Jīza) とムダッワラ駅 (al-Mudawwara) の間を襲い、線路を取り外して列車を破壊しただけでなく、電話線を切断し、爆薬も持たずに橋を破壊しようとした。イラク村 (al-Irāq) でも住民は軍とセンサス委員会を襲い、マアムールのみ命乞いをして逃れた他は全員を殺害し、住民側は12人が死亡した。ハンズィーラ村 (al-Khanzīra) では、政府軍の武器や馬が奪われた。バヌー・ハミーダ (Banū Ḥamīda) とサライター一族の者は、ウンム・ラサース村の近くに駐留していた政府軍を攻撃し、多くの負傷者を出させた。反乱はタフィー

ラ (al-Tafilah) とマアーンにも拡大した。タフィーラでは、当地のシャイフの長が介入し、状況が明らかになるまで食料を与え、軍や役人が建物に待機する機会を与えなければ、住民がこれらの者を殺害するところであった。マアーンでは住民が鉄道の駅を襲撃し、線路を取り外し、職員を殺害した。

多くのベドウィンが支援したにも拘らず、カラクの反乱は城塞を開かせることができなかった。サーミー・パシャは反乱のニュースを聞くと直ちに、汽車でサラーハッディーン・ベイ (Şalah al-Dīn Bay) が指揮する軍を派遣し、11月29日（反乱開始8日後）この軍はカタラーナ (al-Qaṭarāna) に到着し、12月1日カラクに着き、住民と交戦した。援軍が入ってくると城塞から出てきた軍は、残っている住民を女でも子供でも老人でも殺害しようとした。その後、遠征軍の司令官は、住民に住居に戻るよう要請し、平静になるように求めた。また、役所や役人の家から盗んだものを返すように求めた。しかし、役人には反乱への参加を告発する者もいて、多くの者は取り調べも裁判もなしに殺された。

サラーハッディーン・ベイは、カラクに到着するとすぐに、秩序回復のため2個大隊を派遣し、タフィーラを守ろうとして攻撃を加える者を逮捕した。反乱の間、役人の被害にあった者に金が配られていた。同じようにマアーンに向かった軍の司令官は、住民を逮捕し、射殺した。この反乱の結果、シリア州のワーリー、イスマーイール・ファーディル・パシャは解任された。これはサーミー・パシャが彼が住民に反乱を起こさせたと告発したからであった。同様にムタサッリフのターヒル・ベイも解任された。また、軍司令官のシャーケル・パシャは職務怠慢により、カラクからダマスクスに送られた。サラーハッディーンは任務を終えて帰り、その後にナージー・ベイ (Najī Bay) 連隊長 (amīr al-ay) がカラク・リワーのムタサッリフと司令官を兼ねることになった。彼は厳しくマジャーリーとハマーイダ (al-Hamāyda) のテントの跡を追い、4人を殺し、60人を逮捕した。彼はまた、周辺村にも捜索を行ない関係者を逮捕し、殺害した。賠償金も取り、ダマスクスから検察官もきて、さらに事実関係の調査を行なった。容疑者のうち、110人が懲役を言い渡さ

れ（ダマスクスで最高裁判所 [diwān al-‘urf] での判決を待つ間彼の地の拘置所にいれられた），政府はマジャーリー一族を反乱の首謀者とした。同一族の者はほとんど降伏しなかった。政府は降伏を勧め，また匿った者は重罪に処すると脅した。

そうするうちに，ムタサッリフはナージー・ベイ連隊長からアブドル・ハミード・ベイ ('Abd al-Hamid Bay) に替わった。彼は被害調査委員会を作り，総額を6万金リラと算出した。カラク周辺のシャイフが集まり協議した結果，住民が半額を集め，残りの半額を反乱の指導者，すなわちカドル・マジャーリーが払うように決定した。そして支払いは，年払いの6回分割とされた。シリア州のワーリーと内務相はこの決定を承認した。カラクの住民は，この金額全てを支払わなかった。つまり，第1回の支払いと第2回の支払いの一部で集金を終えた。そこでカドルの財産を没収し，政府は，1年目はその土地の収穫物を没収した。政府はカラクの住民が負担に耐えられないことを知り，次の年の徵収を重視しなかった。こうして反乱は終わった。逮捕された者の一部は死刑，その他の者は懲役刑を宣告された。5人はダマスクスで処刑され，5人はカラクで処刑された。

一方オスマン帝国政府は，カラク・リワーの議員タウフィーク・マジャーリーを，議会解散後オスマン帝国による集権化に反対する「オスマン分権化党」(Hizb al-Lā-markaziya) に所属したということで，逮捕しようとした。しかしタウフィークは事前にこの動きを察知し，エジプトに逃れ，そこで恩赦が出るのを待った⁽³³⁾。1911年初めにイタリアが宣戦を布告した中，オスマン帝国政府は，国内の不安を取り除くためアラブの歓心を買う必要から，カラクとジャバル・ドルーズ (Jabal Durūz) とホーラーン州の逮捕者に恩赦を出した。カドル・マジャーリーに対する手配は1912年まで続いた。しかし彼がカラク地方から外に出なかったにも拘らず，住民による同人の逃亡補助により，政府はその目的を達することはできなかった。

ここで注目されるのは，後にトランシヨルダンとなるこの地域の地方都市を中心として，周辺部族間の協力関係に基づき，地域全体を巻き込む形でオ

スマン帝国政府に対する抵抗運動が展開されたことである。ムーサーは、「トルコの圧政が市民に武器を持たせ、この革命 (al-thawra) を起こさせた。この革命は、アラブ全体に広く見られる市民の間の民族意識 (al-rūh al-qawmiya) が成長したことと、挑戦にあった時にはそれに対応し、行動を開始する準備ができていることを示した」と評している⁽³⁴⁾。この反乱では反オスマン帝国と地域の自主性回復ということ以外に特に強いイデオロギー的背景は見られず、そのままこれを民族意識の萌芽と認定することは難しい。しかし、反乱の過程に見られたような伝統的指導層を中心とする地域的まとまりからすれば、定住部分の住民が、どのようなものにせよ「外から」の権力の支配を地域住民がただ従順に受け入れることはなく、そのことを行動に移せる段階にあったということは確かである。

第2節 トランスヨルダン政府の成立

1. 概観

若干の事実の整理のために、先ずトランスヨルダン成立直前の状況を概観しておこう。列強による世界再分割をめざす第一次世界大戦が開始されると、連合国、同盟国双方は戦争協力を得るために各地の民族運動を支持する約束を乱発するとともに、それと矛盾する列強間の利害調整のための秘密協定を結んだ。中東では連合国側へのアラブの協力を獲得するため、フセイン＝マクマホン (Husayn-McMahon) 協定 (1915年7月～1916年3月) を始めとするいくつかの約束をするとともに、英・仏・露によるオスマン帝国分割をめぐるサイクス＝ピコ (Sykes-Picot) 秘密協定 (1916年4～10月) を始めとする一連の秘密協定、ユダヤ資本の戦争協力を求めるためのバルフォア (Balfour) 宣言といった互いに矛盾する内容の約束が行なわれた。実質的にトランスヨルダンの主な枠組みを決めたのは、フランス外務省政務審議官ジョルジュ・ピコ

(George Picot) と英國陸軍大臣付中東問題顧問サイクス (Mark Sykes) の間で結ばれた秘密協定であった。東アラブに関連する部分では、歴史的シリアを A ゾーン（主に現在のシリアの部分）とその南部の B ゾーン（現在のヨルダン、南部を除くイラク、ネゲブ砂漠を含む）の 2 つの地域に分け、A をフランスの、B を英國の権益優先地域とし、エルサレムを含むパレスチナゾーンは英・仏・露・伊の国際管理地域とすることがアラブには秘密に決められていた。戦後処理の過程で、フランスに約束されたゾーンは委任統治領として、フランスが直接統治することが決まり、パレスチナは英の委任統治領となり、英國が直接統治すること、トランシヨルダンとイラクはやはり英國の委任統治領ながら、ハーシム王制を通じた英國の間接統治を受けることになる⁽³⁵⁾。

ところで、パレスチナでのオスマン帝国との戦闘が開始された1918年9月19日までには、エジプト高等弁務官アレンビー (Lord Allenby) の「エジプト遠征軍」(Egyptian Expeditionary Force) がトランシヨルダンを占領した。同9月30日、ダマスクスが陥落した時には、トランシヨルダンのオスマン帝国軍は撤退していた。アラブ「北部軍」を率いて「エジプト遠征軍」と協力してダマスクス南部で戦っていたファイサル (Faysal Bin al-Husayn) は、英軍撤退後もシリアに残った。このファイサルを名目上の指導者として、アレンビーが運営するOETA／East (Occupied Enemy Territory Administration) は、ベカア (al-Biqa') — トランシヨルダンの線から東に置かれた⁽³⁶⁾。

英國にとって、トランシヨルダンは直接の占有権のない部分であったが、イラクとパレスチナをつなぐ「橋」として影響力を保ち（フランスの南下を阻止し）、しかもアラブ民族主義の高まりを刺激しないような形でそれを保つことが望ましかった。将来のトランシヨルダンの地位については、パレスチナの状況を睨みながら決められたので、必ずしも明確でなかったが、当初は外務省などを中心にパレスチナへの併合が望ましいと考える者が多かった⁽³⁷⁾。

しかし後述するように、1920年8月、トランシヨルダンのサルトに地元の有力者を集めたパレスチナ高等弁務官サミュエル (Herbert Samuel) は、トランシヨルダンはシリアのフランスの統治体制⁽³⁸⁾からは区別され、英國の影

轡下には残るが自治（own administration）を認めると宣言した。それによると、いくつかの地方政府が設立され、それぞれに1～2名の現地経験のある英軍将校が監督・顧問として参加することとなった。この地方政府は7カ月続き、それを受け1921年4月1日、アブドゥッラー（al-Amīr ‘Abd Allah Bin al-Ḥusayn）の統治が始まった。

1920年11月には、アブドゥッラーはトランスヨルダン南部のマアーンに到着していた。公的目標としては、シリアのフランス軍と戦うためであったが、すでに彼はヒジャーズでのワッハーブ軍との戦いに敗れており、再起を狙っているところであった。そして1921年までトランスヨルダン北部の動きを見守っていたが、翌年3月2日によくアンマン入りした。その背景には、チャーチル（Winston Churchill）の英植民地相就任があった。チャーチルは1921年3月12日にカイロで総領事会議を開いたが、この時イラクと同様に「シャリフによる解決」（アラブ人指導者を立て、間接的に影響力を及ぼす方針）を提案したのだった。3月26日から3日間アブドゥッラーはエルサレムで、チャーチル及びその中東問題の顧問を務めるロレンス（T.E. Lawrence）と会談した。その結果、アブドゥッラーは、パレスチナ政府から支給される5000英ポンドで、6カ月間のトランスヨルダンの暫定統治を行なうことで合意を見ていたのである⁽³⁹⁾。

こうして成立したトランスヨルダンは、実質的には財政、外交等で英国による制約を受けながらも、委任統治よりは間接的な形で1921年4月1日、アブドゥッラーを首長にしてその自治を開始した。既に1920年に英・仏の間で明確に線引きが成されていたシリア国境に続き、1925年にはたびたびワッハーブの攻撃を受け問題となっていたヒジャーズとの国境⁽⁴⁰⁾、1926年にはイラクとの国境に関する合意に達し、一応地理的な枠が決められた。1928年に英国との間で憲法に当たる基本法を取り決めるまでは、立法評議会（al-majlis al-tashri‘i）も開催されなかった。その間のトランスヨルダンの基本的行政は、アミール（アブドゥッラー）、内閣、地方政府の間で、徵税など部分的にはオスマン帝国法などに依拠しながら行なわれていた。

2. トランスヨルダン期の内閣

トランスヨルダン期の内閣は、1939年まで実質的には諮問委員会に類するもので、限られた権限しか持たなかった。そして首相の権限は国内問題に限られ、国際法的には1928年までレジデント（Resident）と呼ばれる英国の代表者が、トランスヨルダンを代表していた⁽⁴¹⁾。このように限られた権限しかなかったが、初期の権力構造を知るためにもトランスヨルダン期の閣僚、特に首相の顔ぶれを検討することで、政治的エリートの特徴を明らかにする必要があろう。

さて、トランスヨルダン成立の1921年から1945年にヨルダン・ハーシム王国（al-Mamlaka al-Urdnīya al-Hashimīya）と現在の国名に変わるまで、トランスヨルダンの首相になったのは8人であった（第3表参照）⁽⁴²⁾。出身地で見ると、このうち3人がシリア、3人がパレスチナ、レバノン出身とヒジャーズ出身が各1人となっており、トランスヨルダン期には地元出身の人間は1人もいないことがわかる。特に1929年までに地元出身の閣僚は、僅かに官僚出身の2人しかいなかった⁽⁴³⁾。以下、各首相の経歴を追ってみることにする。

先ず初代の首相になり、続けて2期首相を務めたのは、ラシード・タリーア（Rashid Tālī'a）であった。彼はレバノンのシューフ（al-Shūf）出身のドルuzeであり、ちょうどアブドゥッラーがイスタンブールに住んでいた頃、同地で勉強した。マズ哈尔・リスラーン（Mažhar Rislān）、そしてアミーン・タミーー（Amin Tamīmī）と共に「アラブ独立党」（Hizb al-Istiqlāl）のメンバーであり、ファイサルの下で内相代行、アレッポの軍事総督などを歴任したが、仏統治下のシリアで死刑判決を受けている⁽⁴⁴⁾。

マズ哈尔・リスラーンは、シリアのホムス（Hims）出身で、やはりアブドゥッラーが在住中にイスタンブールで学んでいる。彼もやはり「独立党」に所属していた。トランスヨルダン成立前までは、英将校との協力の下に、サルトのムタサッリフを務めていた。1921年2月末、アブドゥッラーがマーンでアンマンの様子を窺っている時に、他のシリア・ナショナリストと共にアン

第3表 トランスヨルダン期の内閣*

1. 第1次 Rashīd Ṭalī'a 内閣 (1921.4.11~1921.6.23) (レバノンのシェーフ出身)
2. 第2次 Rashid Ṭalī'a 内閣 (1921.7.5~1921.8.5)
3. 第1次 Mažhar Rislān 内閣 (1921.8.15~1922.3.10) (シリアのホムス出身)
4. 第1次 'Alī Ridā al-Rikābī 内閣 (1922.3.10~1923.1.28) (シリアのダマスカス出身)
5. 第2次 Mažhar Rislān 内閣 (1923.2.1~1923.9)
6. 第1次 Ḥasan Khalid Abū al-Hudā 内閣 (1923.9.5~1924.4) (シリアのアレッポ出身)
7. 第2次 'Alī Ridā al-Rikābī 内閣 (1924.5.3~1926.6.23)
8. 第2次 Ḥasan Khālid Abū al-Hudā 内閣 (1926.6.26~1929.10)
9. 第3次 Ḥasan Khālid Abū al-Hudā 内閣 (1929.10.17~1931.2.21)
10. al-Shaykh 'Abd Allah Sirrāj 内閣 (1931.2.22~1933.10.18) (ヒジャーズ出身)
11. 第1次 Ibrāhīm Hashim 内閣 (1933.10.18~1938.9.27) (パレスチナのナープルス出身)
12. 第1次 Tawfīq Abū al-Hudā 内閣 (1938.9.28~1939.8.6) (パレスチナのアカー出身)
13. 第2次 Tawfīq Abū al-Hudā 内閣 (1939.8.6~1940.9.24)
14. 第3次 Tawfīq Abū al-Hudā 内閣 (1940.9.25~1941.7.27)
15. 第4次 Tawfīq Abū al-Hudā 内閣 (1941.7.29~1943.5.18)
16. 第5次 Tawfīq Abū al-Hudā 内閣 (1943.5.19~1944.10.14)
17. 第1次 Samīr al-Rifā'i 内閣 (1944.10.15~1945.5.18) (パレスチナのサファド出身)
18. 第2次 Ibrāhīm Hashim 内閣 (1945.5.19~1947.2)

* 「内閣」は正確には次のような名称に基づいていた。

1. majlis al-mushāwirin (諮問評議会) 1921.4.11
2. majlis al-muṣṭasharīn (顧問評議会) 1921.8.15
3. majlis al-wukalā' (代表者評議会) 1923.5.25
4. majlis al-naẓẓār (大臣評議会) 1923.9.5
5. majlis al-tanfidī (行政評議会) 1926.6.26
6. majlis al-wuzara' (閣議) 1939.8.5

(出所) Wizāra al-Ilām, Da'ira al-Maṭbu'at wa al-Nashr [(ヨルダン) 情報省出版局], *al-Wathā'iq al-Urdunīya : al-Wizārāt al-Urdunīya : 1921-1984* [資料：ヨルダン歴代内閣1921-1984], アンマン, 1984年, 7~30ページ/Mary C. Wilson, *King Abdullah, Britain and the Making of Jordan*, 第1版, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1987年/木村喜博『東アラブ国家形成の研究』(研究双書354), アジア経済研究所, 1987年, 89ページ/Ma'an Abu Nowar, *The History of the Hashimite Kingdom of Jordan* [第1巻] *the Creation and Development of Transjordan : 1920-1929*, 第1版, オックスフォード, Ithaca Press, 1989年などより筆者作成。

マン入りの説得を行なっている⁽⁴⁵⁾。

アリー・リカービー ('Alī Ridā al-Rikābī) は、ダマスクス出身であった。彼の前歴は、その多様な転身に特徴付けられている。オスマン帝国時代にメッカの知事 (*muhāfiẓ*) を務めており、この時オスマン政府の代理としてフセイン (al-Malik al-Ḥusayn Bin 'Alī) にメッカでのフセインの権限の無効を言い渡している。しかし、1918年オスマン帝国が敗れると直ぐにファイサルの政府に参加し、軍事総督を務めた。この頃「アル・ファタート」 (al-fatāt) のメンバーとなつたが、他のナショナリストとは対照的に1920年のフランスの占領後もダマスクスに残り、1921年4月頃までにはフランスのグロー (Gouraud) 将軍と和解し、大臣候補と見られるまでになつてゐた。英國当局は、彼をフランスの手先と警戒していたふしがある⁽⁴⁶⁾。

ハサン・ハーリド・アブー・フダー (Hasan Khālid Abū al-Hudā) はアレッポの名門の出身で、その父アブー・フダー・サイヤーディー (Abū al-Hudā al-Šayyādī) は、東アラブ地域を代表する最も有名なウラマーであった。また彼はアブドゥッラーとイスタンブル時代から親交があつた。オドワーン反乱 (第3節参照) が起きた時には、首相を務めていた⁽⁴⁷⁾。

アブドゥッラー・スィラージ ('Abd Allāh Sirrāj) は、ヒジャーズ出身であった。彼はサウード (Sa'ud) 家のヒジャーズ占領後、他の多くの者と共にアブドゥッラーの王宮に身を寄せた。部族問題調整などで影響力を持ち、アブドゥッラーの助けとなつた⁽⁴⁸⁾。

イブラヒーム・ハーシム (Ibrāhīm Hāshim) は、1894年ナーブルスの地主階級の出身であり、トルコ法を勉強した。第一次大戦中はオスマン帝国軍に参加したが、敗北後は、オスマン側についたということで1917年の英國の占領まで身を隠すこととなつた。その後1921年から、トランシヨルダンの行政に参加したのである。1923年12月末までのオドワーン反乱にかこつけた「独立党」弾圧の中で、同僚のアフマド・ヒルミー (Ahmad Hilmi) が解任されたのに対し、彼は同運動との関わりを断つと約束し解任を免れた⁽⁴⁹⁾。

タウフィーク・アブー・フダー (Tawfiq Abū al-Hudā) は1898年アカ ('Akā)

の富裕商人の家に生まれ、イスタンブールで中等教育を受ける。その後第一次大戦中はオスマン帝国軍の行政将校を務め、1918年（ファイサル治下の）ダマスクスでの役人生活を経て、1922年にアンマンに来てからは財政・土地登記関係の公職を歴任した。その後、全部で（第二次大戦後も含め）6期首相を務めたが、その間1939年パレスチナに関するロンドン会議に参加、その際「トランスヨルダンは自分の足で立てるような経済的基盤を築くまで独立は要求しない。トランスヨルダンはシリア、パレスチナと連合して（united）自立できるようになるべきである」と発言した。しかし第二次大戦中、英植民地省からパレスチナ分割案が出た時は、アブドゥッラーとともに公的には沈黙を守ったが実質的には賛成の意を示していた⁽⁵⁰⁾。

サミール・リファーイ（Samīr al-Rifā'i）は1902年、パレスチナのサファド（Ṣafad）の役人の家系に生まれ、同地のスコット校（Scot College）で学んだ後、パレスチナ政府の書記として働いた。その後1920年代にアンマンに移り暫く英空軍の基地で働いた後、トランスヨルダンの行政機構で活動した。首相在任中にレバノンで開催されたアラブ連盟会議に参加し、他のアラブ諸国と協調する姿勢を示した。パレスチナ分割をめぐる時期タウフィーク・アブー・フダーと共に頻繁に首相を務め、第二次大戦後も合わせ12期務めた⁽⁵¹⁾。

これら8人の首相経験者で特記すべきことは、明らかに「独立党」員であった者が3人、「ファタート」に關係した者1人と、「民族主義的」傾向を持っていたものが半数を占めることである。それ以外は、テクノクラートまたはそれに準ずる者であった。また、短命であったファイサルのシリア政府に参加していた者も3人と目立っている。アブドゥッラーがこれらの「民族主義」的傾向を持つ人物を首相に登用した理由としては、当初シリア解放の大義名分のもとにトランスヨルダン入りした「大アラブ反乱」の担い手として彼等の存在を必要としたこと、主義主張はともかくその実務経験を重視したことなどが考えられる。これらの「外からの」閥僚の存在に対しては、英國とトランスヨルダンの現地からの反対の動きがあった。前者の対応は1923年のオドワーン反乱に際しての「独立党」追放の動きに示され、後者の対応は、議

会設立要求の中での地元の伝統的指導層による「国民的」要求に示されることになる。

第3節 支配の正統性と地元勢力——定住民とベドウィンの対応

アブドゥッラーがトランスヨルダンを統治する上で依拠するのは、先ずメッカのシャリーフの家の出身ということである。この点に関しては、イスラム世界という文脈からは正統性についてそれほど異論の出ないところだろう。しかし、それだけではトランスヨルダンを統治することの理由にはならない。またオスマン帝国に対する「大アラブ反乱」の指導者であるフセイン・ビン・アリーの息子であり、自らもそれに参加したという主張はどうだろうか。この点も彼がトランスヨルダンを統治することの理由にはならないし、しかも彼はヒジャーズではイブン・サウード (Ibn Sa'ud) の軍に敗れている。しかし、アラブ統一のための橋頭堡としてトランスヨルダンに駐留するという名目は、当面トランスヨルダンでの権力の確立に一時の猶予を与えるものであった。実際トランスヨルダン入りした時点では、アブドゥッラーも特にシリアそしてイラクを統一するという野心は持っていた。これは、第一次内閣の構成にも示されるような、シリアの「独立党」メンバーとの協力関係にも象徴されていた⁽⁵²⁾。

ただアブドゥッラーのトランスヨルダン統治には、最初から決定的な弱点が2つあった。それは、英國との関係、そしてローカルなレベルでの正統性の欠如であった。トランスヨルダンという枠は、チャーチルの「御墨付き」を得て初めて実現した。それだけに、アブドゥッラーは英國の力に頼らざるを得ず、しかし露骨にそうすることは「アラブ統一」の旗手としての正統性を切り崩すという矛盾した立場に置かれていた。従ってアブドゥッラーがトランスヨルダンで生き残っていくためには、この矛盾した立場の中でバラン

スを保ちつつ、ローカルな正統性を作り出していくことが必要であった⁽⁵³⁾。

1. 「国民」意識の萌芽

(1) サルト会議

トランシヨルダンが成立する前の1920年8月21日、パレスチナ高等弁務官のサミュエルは、エルサレムからトランシヨルダンの北部の町サルトを訪問し、トランシヨルダンの指導者を集めて英國の対トランシヨルダン政策に関する会議を開いた。英外務省はサミュエルに対し、トランシヨルダンのような地域を即座にパレスチナ政府の行政下に置くことは民族主義者の活動のきっかけを与える、という懸念を伝えていた。その上で同省は、トランシヨルダンに英國の統治の「利点」を教え、またパレスチナとの貿易の促進によりパレスチナがトランシヨルダンにとって自然な出口であるとの印象を与えることを重視するよう、サミュエルに伝えていた⁽⁵⁴⁾。会議には、トランシヨルダン各地から600人の有力者が集まった。

サミュエルが読み上げアラビア語に翻訳された英國の基本方針の要点は、①民政委員（political officer）が幾つかの町に駐在し、地方政府を補佐する、②トランシヨルダンはパレスチナの統治下には入らない、③徴兵は行なわず、住民の武装解除も求めない、ということであった。また同時にサミュエルは、エルサレムで反シオニスト活動を行ない当地に逃亡している2人のパレスチナ人の罪を免ずる、という発表も行なった⁽⁵⁵⁾。トランシヨルダン住民の最も恐れていたのはこの3点だったため、これは比較的容易に受け入れられた⁽⁵⁶⁾。

ところでこのサルト会議に事情で参加できなかったアジュルーン代表は、9月2日にこの地方の英代表ソマーセット（Sommerset）少佐に対し、「ウンム・ケイス合意」（mu'ahada Umm Qays）といふ、英國に対する要望書を提出している。これは①カラク、サルト、アジュルーン、ジェラシ（Jarash）を統合した独立アラブ国民政府（Hukūma 'Arabiya Waṭanīya Mustaqalla）設立、②英國はアラブの首長（amīr 'arabī）の擁立を認めること、③英國がシオニスト

の移民を止めること、シオニストへの（当地の）土地の売却を禁止すること、④自由交易権を認めること、⑤政治犯の免罪と政治活動の自由、⑥一般議会（majlis ‘amm）の設立、⑦シリア統一のため英政府が、シリア全土を委任統治する、などの要望を含んでいた。ここからは、トランスヨルダンの地方有力者が、統一政府を望んでいること、その方向としては、シリア統一が望ましいと考えていること（あるいはシリア統一を望む「独立党」などの意向を反映していること）、シオニストの土地買収に対する警戒心が広がっていることなどを知ることができる。しかし、今後我々が見るトランスヨルダン「国家」形成と言う点からは、特に②と⑥が注目される。アブドゥッラーが、立憲君主制と議会主義に基づく「国民」政府を作れば、一応受け入れられる条件（ローカルな正統性）はあったとも考えられよう⁽⁵⁷⁾。

さてアブドゥッラーは、300人程の護衛とシリア人官僚、シャイフ、パレスチナ人、アラブ軍将校、宗教指導者、イラク人などを伴い、1920年11月21日にトランスヨルダンの南部マアーンに到着した⁽⁵⁸⁾。ウィルソンは、マーンで状況を見守るアブドゥッラーに対して、トランスヨルダンの伝統的指導者と民族主義者がアンマンに来るよう勧め、これを迎えて行った、としている。それによると、伝統的指導者とは、部族長、地方コミュニティの指導者、名望家などで、ほとんどの者は特に教育を受けず、どの民族主義グループにも属さず、指導的地位は部族的関係や富そして個人的人望に基づいていた。また、民族主義者とは、シリアやパレスチナやトランスヨルダンの北西の町から来た者達で、近代的非宗教教育を受けていた（ただし一部の者は宗教教育を受けていた）。ほとんどが専門的知識を身に付けた、法律家、将校、官僚などであった。このグループは、ある程度イデオロギー的動機に基づいており、政治活動の経験もあった。アブドゥッラーにとって、民族主義者は組織力、経験（英・仏の実力や目的を心得ている）において重要であり、伝統的指導者は、アブドゥッラーが最初に抑える必要があったアンマンの南部地域に影響力を有していた点が重要だった⁽⁵⁹⁾。

(2) オドワーンの反乱

政府がトランスヨルダンに変わって、オスマン帝国時代よりは徵税と法律の施行が行き渡るようになり、地域住民の生活は影響を受けた。端的に言って、税金が高くなったのである。当初、政府はオスマン帝国政府の行なった税制を採用していた。例えば、アジュルーン地方では年額が決められている「マクトゥーウ税」(maqtū'u) を採用しており、これはより重い「ウシュル税」('ushr) より徵収がたやすかった。カラク地域でも「マクトゥーウ税」が適用されていたが、アジュルーン地方よりさらに軽い負担だった。しかしバルカー地域では、年の収穫量に応じた「ウシュル税」が採用されており、負担は大きかった。一方ベドワイン地域に関しては、徵税は軽かった。特にバニー・サハル一族に対しては、「カーフ (Kaf) の戦い」(ワッハーブの侵攻に対する戦い) に参加したこともあり、その犠牲と勝利への証しとして1922～23年の税金は、非常に軽かった⁽⁶⁰⁾。

このような状況の中で、バニー・サハルとライバル関係にあるオドワーン一族が有力なバルカー地域で次のような噂が流れた。バニー・サハルは税金が免除され、バルカー地区でオドワーンなどから集められた税金を「カーフの戦い」の報酬として得ることを認められた、というものであった。そこでオドワーンはバニー・サハルのラクダが自分達の地域で水を飲むのを拒否し、バニー・サハルはこれに対抗して一族を動員し、衝突寸前のところで政府が「アラブ軍団」を送った。しかし、オドワーン危機は1923年8月末まで続き、9月3日には、アブドゥッラーがスルターン・オドワーン (Sultān 'Adwān) と会い、噂は真実ではない旨説明した⁽⁶¹⁾。しかしオドワーンは、さらに不公正税制への批判とともに、トランスヨルダン人の一層の政治参加、代表議会の設立の要求なども織りませた要求を出し、結局反乱を起こした。国内問題で反英活動ではない、と英代表を牽制しながら、9月16日にはアンマンに迫るところまで事態は進んだ。「アラブ軍団」と一部英軍の参加により反乱は鎮圧されたが、反乱側は86人の死者を出し指導者はシリアのドルーズ山地に逃亡した⁽⁶²⁾。

ところで、オドワーンが反乱の過程で政治的要求を出したことから、英代表のフィルピー（J. B. Philby）は、反乱の背後で「一部のエフェンディ」（afandi—教育を受けた都市の政治家）がオドワーンを焚き付けたと主張した。これを契機に、フィルピーは危険視していた主にシリア人中心の「独立党」関係者を追放すべくアブドゥッラーを説得した。その結果、「独立党」に属していた3人の「アラブ軍団」⁽⁶³⁾将校と2人の著名な「独立党」員が追放された他、12月にはパレスチナ人の「独立党」員で閣僚も経験しているアフマド・ヒルミーが追放された⁽⁶⁴⁾。以上のことから、アブドゥッラーは地元の伝統的指導層に一応受け入れられてアンマン入りしたが、それは絶対的な基盤ではないことが示された。さらに、事態の收拾におけるアブドゥッラーの対英依存、及びその事後の英国の政治的介入により、アブドゥッラーの政治的基盤の本質が露呈されたのである。また、この反乱はトランスヨルダンの住民の新体制による生活条件の悪化に対する、（少なくとも部族単位の）強い反対の意思表明が起こり得ることを示している⁽⁶⁵⁾。

（3）議会設立要求の動き

オドワーン反乱を機に、「独立党」勢力だけでなくトランスヨルダンの地元の知識人を中心とした「国民党」（Hizb al-Waṭani）も廃止されることとなった。このような政治運動の閉塞状況の中、議会設立を目指す全国的な動きが生まれた。1926年10月8日、トランスヨルダン全土からベドウィンの代表も含む有力な指導者がアンマンに集まり、首相に対し、憲法の起草と選挙に基づく代表議会（majlis niyabi）設立を要求した。さらに、「ウシェル税」の軽減、国有地にされた「マフルーラ」地（所有権の決まらない土地）を引き続き使用できることなどを要求し、首相は（結局は実現に至らなかったが）これを受け入れ実行する旨約束したのである。この動きの背景としては、1924年から26年までの不作（熱波で35%の小麦が打撃を受けた）により農民の生活状況が悪化しているのに対し、収入の安定した行政の中核をシリア人、パレスチナ人が独占していることや、伝統的指導者がこのような国家機構の発展の中でこ

これまでのような影響力を行使できることへの不満があった。ヌワールは、この動きは単なる部族の枠を超えた、共通の利害と目的を目指す共通の要求が出てきたことの表れであるとし、トランスヨルダンの「ナショナリズム」の兆しと評価している⁽⁶⁶⁾。この場合の「ナショナリズム」とは、大シリヤ主義からは訣別し、与えられたトランスヨルダンという「国家」の枠組みに沿った、その「国家」の外部からの勢力に対する「地元の」有力者による排他的権利拡大要求という過渡的段階を指し示すものと考えられる。

伝統的指導層を中心とした政治的要求は、議会開設要求となって現れた。これに対し対英交渉の結果基本法と国籍法などを決めたアブドゥッラーは、1928年12月に立法議会の選挙を1929年に実施すると公表した。立法議会は、14人の選挙で選ばれたメンバーと、2人のベドウィンと、首相、4人の閣僚から構成されることとされた。これに基づき何度も順延された末、同年2段階に分けて選挙が行なわれた。選挙区はアジュルーン（定員割り当て、以下同様、ムスリム3人、キリスト教徒1人）、バルカー（ムスリム3人、サーカシアン2人、キリスト教徒1人）、カラク（ムスリム3人、キリスト教徒1人）に分けられた。選挙権は18歳以上の男性に与えられた。そして200人の有権者に対し1人の投票人が選ばれ、数も限定され身元もわかったため、投票に際して説得工作なども可能だった。ベドウィン地区は北と南に分けられ、それぞれの部族から集まった10人の委員会が、代表1人（計2人）を決めることとされ、選挙からは除外された。この結果以下のようないいメンバーが選ばれた⁽⁶⁷⁾。

〈アジュルーン地区〉

アブドゥッラー・クライブ（'Abd Allah al-Kulayb）

：クーラ地域に強い影響力を持つ、クライブ族出身の指導者
オクラ・ムハンマド・ヌサイル（'Aqla al-Muhammad al-Nuṣayr）

：イルビドの有力な名望家ヌサイル一族出身
ナジーブ・シュライデ（Najib al-Shrayda）
：マーダバ（Mādaba）の前カーヤムマカーム、青年知識層

ナジーブ・アブー・シャアル (Najīb Abū al-Sha'ar)

：フスン (al-Huṣn) のキリスト教徒，法律家，有力なキリスト教徒名望家出身

〈バルカ地区〉

サイード・ムフティー (Sa'īd al-Muftī)

：国民憲章起草委員会メンバー，「人民党」(Hizb al-Sha'ab) メンバー，サーカシアン

アラーッディーン・トーカーン ('Alā' al-Dīn Tūqān)

：サルトの名望家，もともとはナーブルス系

サイード・スライビー (Sa'īd al-Ṣulaybī)

：サルトの指導的名望家，1919年7月7日シリアの国民議会議員選出

ナジーブ・イブラーヒーム (Najīb al-İbrāhīm)

：アンマン在住のサルトの指導的キリスト教徒名望家

ムハンマド・ウンスィー (Muhammad al-Unsī)

：前王宮長官

シャムスッディーン・サーミー (Shams al-Dīn Sāmī)

：サーカシアン名望家，国民憲章起草委員会の指導的メンバー

〈カラク地区〉

ルファイファーン・マジャーリー (Rufayfan al-Majālī)

：前カラク知事，カラクの有名なシャイフ

アタッラー・スヘイマート ('Aṭṭā Allāh al-Suhaymāt)

：カラクの名望家，国民憲章起草委員会メンバー

オーデ・クスース ('Auda al-Qusūs)

：キリスト教徒，法律家，元判事

サーリフ・オーラーン (Ṣalīf al-Ūrān)

：タフィーラ出身でマアーンに居住，大きな部族連合の指導者

〈北ベドウィン地区〉

ミスカール・ファイイズ (al-Shaykh Mithqāl al-Fāyiz)

：バニー・サハルのミスカール一族出身、国民憲章起草委員会メンバー
 <南ベドウィン地区>

ハムド・ビン・ジャーズィー (al-Shaykh Hamd Bin Jāzī)

：フウェイタート一族の最高指導者、国民憲章起草委員会メンバー⁽⁶⁸⁾

選挙は、投票方法や少数派の過大な代表権などの問題を含むことは明らかだが、特にその結果選ばれたメンバーは、当然のことながら名望家、有力な一族の指導者などで占められていた。また、ベドウィン地区に関しては、上述のように委員会により指名されたが、これは要するに、伝統的なベドウィンの合議形態に従っただけであり、ベドウィン地域が形式的には「国家」に併合されても、実質的には依然アブドゥッラーを含む政府の力の及ばない部分であることを示している。シリア人、パレスチナ人など「外から」の人間が行政機構の中枢を握っていることに対して、ヌワールの指摘するような「ナショナル」なレベルの政治的 requirement が、議会という形をとって現れた。しかし1920年代末の段階において、トランスヨルダンの「国民」を代表する声は伝統的指導者(有力一族、名望家、シャイフ)の要求という形でしか表現されなかった。

2. 「アラブ軍団」の発展

軍（通称「アラブ軍団」[Arab Legion]）は、ベドウィンを核として構成され、ヨルダン王制の最も強力な支持基盤と見做されている⁽⁶⁹⁾。ところで、トランスヨルダン成立時に当地に存在した軍は、アンマンの英側代表のブラントン大尉 (C.D. Brunton) が作り、直ちにピーク大佐 (F.G. Peake) が引き継いだ予備隊 (Reserve Force) であった。「アラブ軍団」はこれを中核として結成されている⁽⁷⁰⁾。ちなみに、1920年代の「アラブ軍団」の構成を示す数字を挙げてみると、軍にトランスヨルダン出身者が占める割合は、1926年が65%，1928年が64%であり、トランスヨルダン人の次に多いのがパレスチナ人、シリア人、その他の国籍の者となっている⁽⁷¹⁾。先に見た内閣の構成同様、軍

もトランシヨルダンの社会の多国籍的（あるいは無国籍的）状況を反映したものであろう。

1920年代に実質的に軍をコントロールしていたのは、ピークであった。しかし、彼は「アラブ軍団」の軍としての発展を特に重視せず、むしろ国内の治安のみに役割を限定しようとしていた。これは1927年の「アラブ軍団」の目的に関する法律が、その役割を地方の治安、都市の治安、囚人の監視の3つに限定していることにも示されている⁽⁷²⁾。さらに財政上の問題から、1929年の段階では、「アラブ軍団」は満足に給料も払われず、実質的に軍としての機能を果たしていなかった⁽⁷³⁾。

トランシヨルダンに対する外からの脅威がないわけではなかった。東部国境に関しては、依然ワッハーブ（Wahhab）による侵略があった。これに対し、1926年英国はパレスチナの英帝国軍の一部としてトランシヨルダン国境警備軍（TJFF）を創設し、ヒジャーズ鉄道の東側を防衛させることにした。この軍はパレスチナ人の軍であったが、この軍を維持する上で英國の財政上の理由から⁽⁷⁴⁾、「アラブ軍団」の人員（1925年の時点で1472人）を865人にまで削減することが決まり、アブドゥッラーは反対したものの、ピークはこれを受け入れた。このように1920年代には、「アラブ軍団」は、トランシヨルダンというレベルで国軍としての役割を果たしておらず、ベドウィンからの積極的採用も行なわれなかった⁽⁷⁵⁾。

「アラブ軍団」の地位に変化が現れたのは、1930年代であった。その契機は、基本的にはパレスチナの状況に応じたものであり、トランシヨルダンの（民族運動からの「安全地帯」としての）独自の地位を築こうとする英國の戦略、直接的にはグラブによるベドウィンを中心とした軍の改革であった。

先ず砂漠でベドウィンの状況の調査を開始したグラブに対し、ベドウィンは政府に対する不信感を表明した⁽⁷⁶⁾。しかし、グラブは自分達の地域を自分達の手で守るという考えに共鳴したベドウィンを集め、砂漠部隊（Desert Patrol）を作った。同部隊の採用に関しては、主に有力なバニー・サハルとフウェイタート一族から行なったが、北部の少数部族の中からも採用された

模様である⁽⁷⁷⁾。

この砂漠部隊は、創設当時は「アラブ軍団」の12%を占めているにすぎなかったが、1930年代の後半にはベドウィン出身者が「アラブ軍団」の半分以上を占めるまでになった。これは、1936～39年のパレスチナの蜂起が英國に与えた影響による。不安定なパレスチナに対し、トランスヨルダンの安定を脅かすような外からの影響を隔絶し、トランスヨルダンを安定した部分として維持することが戦略的に必要と見做されるようになったのであった。そのため、砂漠部隊に加え、ベドウィン中心の砂漠機械化部隊がさらに補強された⁽⁷⁸⁾。

この時期からベドウィンと軍という繋がりができるものと考えられるが、これがそのままアブドゥッラーの支持基盤となつたとする⁽⁷⁹⁾のは早計であろう。1939年にこれまで「アラブ軍団」には消極的だったピークが辞任し、グラブが「アラブ軍団」全ての指揮を担当するようになった。これで、グラブは政府とベドウィンの媒介者的立場に立ったわけだが、むしろこれはアブドゥッラーとベドウィンの間に楔を打ち込む側面も有していた。

ところで、1923年4月トランスヨルダン政府は地方政府⁽⁸⁰⁾を廃止し、アジュルーン、バルカー、カラクの行政区（リワー）を設置し、地方行政長官（ムタサッリフ）のもとに配置したが⁽⁸¹⁾、ベドウィンはこれとは別に部族問題担当長官のもとに置かれた。部族問題担当長官はその職が存在するうちは、アブドゥッラーの従兄弟でヒジャーズ時代からの側近のシャーケル・ビン・ザイド（Shakir bin Za'id）が担当していた⁽⁸²⁾。これはアブドゥッラーがベドウィンの掌握を目指し、それに大きな関心を持っていた証拠である。このポストは翌年の行政改革で形式的にはベドウィン地区が定住地区に組み込まれたことで廃止されたが、1929年に制定された「ベドウィン監督法」に基づき、閣外に「ベドウィン監督局」を設けビン・ザイドを長官として、ベドウィンの掌握を図ろうとしていた⁽⁸³⁾。しかし、この努力もほとんど功を奏せず、1934年にビン・ザイドが死去し、折からベドウィン掌握に乗りだしたグラブがこの役割を引き継ぐ形となったのである。ウィルソンは、グラブを通して英國は「委任統治時代（トランスヨルダン期）にも、その後にも、アラブ民族

主義に鈍感な独特的の軍を作ることができた」と評している⁽⁸⁴⁾。

おわりに

オスマン帝国統治下で起きたカラク暴動は、（ドルーズ、ホーラーン等）アラブ各地で起きた反乱と軌を一にして起き、地域的広がりをもってオスマン帝国の支配体制に異議を申し立てた点で、「民族的」意識（カウミーヤ [qawmiyya]）の萌芽が見られるとの評価があった。この時の指導者は、地方の有力部族の指導者であった。

また、トランスヨルダン成立前の英國監督下の住民による自治期間直前に出された「ウンム・ケイス合意」では、「国民的」（ワタニー [waṭani]）な統一政府を求めながら、統一の核としてアラブのアミールの擁立を求めていた。この時期には、シリアの「民族主義」の影響がかなり見受けられる。従って、上記の「国民的」統一政府は、列強による委任統治という現実を受け入れながらも、大シリアによるアラブ国家の可能性を（少なくとも将来の展望として）完全に排除したものではなかった。またその際、シリア統一のために英國の委任統治を求めるといった限界も見られた。

トランスヨルダン成立後見られた「地元」の名望家、シャイフ等伝統的指導者による立法議会開催をめぐる動きからは、部族主義の枠を超え、与えられたトランスヨルダンという枠を受け入れ、「国民」統合へ向かおうとする動きを読み取ることも可能であった。しかしそこで行なわれた選挙は、かなり操作が可能な方法で行なわれ、その結果当選者はほとんどが各地域の伝統的な指導者であり、しかも同選挙区からの当選者は部族間のバランスを考慮したものになっていた。その中には、かつてカラク反乱を指導した有力一族の代表も見られる。これに示されるように、この段階で当地の指導層の役割は劇的には変わらなかった。

トランスヨルダンは「国家」ではなかったが、それを目指す制度的準備期

にあった。そのような中で、当然な要求とはいえ「外からの」シリア人、パレスチナ人の排除という次元で、この「国民」統合の運動は進む側面を持っていた。このような排他的傾向は、前の2つのケースにはあからさまには見られなかつるものであり、その意味でトランスヨルダンの「国民」統合の運動は近代「国家」の持つ差別的側面を早くも示していたと見ることができるのではないだろうか。

一方、ベドウインは部分的には、トランスヨルダンの制度に組み込まれながらも、1920年代にはそれほど以前と変わらない生活を送っていた。しかし1930年代には、ベドウインの一部は「アラブ軍団」の改革に伴う、軍という制度に組み込まれていった。しかもそれはトランスヨルダンの軍ではなく、むしろ英国の中東戦略の文脈から最も効率的な装置としての軍であった。従って、トランスヨルダン成立期には、ヨルダン期に国王の権力基盤の中心となる「アラブ軍団」は少なくともアブドゥッラーの権力基盤の中心とはなり得ず、アブドゥッラーは「外から」のエリートと「国民」的要求を強める地元の指導層の間の微妙なバランスの中に立ち、本質的には対英依存の姿勢を変えることはなかつたのである。

[注] —————

(1) 英語では Circassian、アラビア語では sharkasi と表記。彼等は、ローマ時代のかつての地方都市の跡に住み、現在のアンマンのもとを築いた。最初にサーカシアンのグループがアンマンに着いたのは、1878年のことであった。このグループは1864年にコーカサスを出て、オスマン帝国によりブルガリアに送られ、その後バルカン情勢の変化により、そこからオスマン軍と共に引き揚げざるを得なくなつた。その大半はアナトリアに移住したが⁶、一部はシリアのアレッポやパレスチナやトランスヨルダンに来たのだった (Abujaber, Raouf Sa'd, *Pioneers Over Jordan : the Frontier of Settlement in Transjordan, 1850-1914*, ロンドン, I.B. Tauris & Co. Ltd., 1989年, 198ページ)。

オスマン帝国政府は、サーカシアン移民を使って入植地を作り、先住民（多くは税金未納者）がクレームを付けると、税金は支払ったのかと問うという方法を取つたという（同書, 205ページ）。

(2) アブー・ヌワール自身述べているように、当時でもヨルダンのベドウインはた

だ遊牧を行なうといった段階ではなく、厳密な分類は困難だが、砂漠の奥まで旅行ができる駱駝を育てている者と、水の問題に規制される山羊や羊を（また駱駝とともに）育てている者、土地を耕作することで土地に縛られる者という基準で分けている (Nowar, Ma'an Abu, *The History of the Hashemite Kingdom of Jordan* (第1巻), *the Creation and Development of Transjordan*; 1920-1929, オックスフォード, Ithaca Press, 1989年, 26ページ)。

- (3) もともとはアラビア語で財布の意で、イスラム教の諸国が、メッカやメディナの貧者にハッジの際に配った金銭を指す。
- (4) Nowar, 前掲書, 26ページ。
- (5) Abujaber, 前掲書, 66~68ページ。
- (6) Nowar, 前掲書, 26ページ。
- (7) 市場価格は穀類の方が高く、オリーブと果樹は1920年頃まではほとんど生産されなかった (Abujaber, 前掲書, 45ページ)。
- (8) サルトの少なくとも4部族はベドゥイン出身、半定住のバルカーの住民は全て19世紀中にベドゥインから転じた (同上書, 45ページ)。
- (9) 西からは、主にパレスチナのジャバル・ナーブルス (Jabal Nablus), ジャバル・ハリール (Jabal al-Khalil), ジャバル・クドゥス (Jabal al-Quds) から、オスマン帝国の徴兵から逃れて、また新しい土地を求めてトランシヨルダンに移民してきた。南からは、ヒジャーズ (Hijaz) やナジド (Najd) やトランシヨルダンの南部辺境からの移住があった。ナーブルスからの移民でトランシヨルダン中部を開墾した代表的な地主に、アブー・ジャーベル (Abū Jābir) 一族がある (同上書, 66, 134~143ページ)。
- (10) Nowar, 前掲書, 26~29ページ。
- (11) al-Mādi, Munib ; Sulaymān Mūsā 編, *Ta'rīkh al-Urdun : fī al-Qarn al-'Ishrīn*, 1900-1959 [ヨルダン史: 20世紀], 第2版, アンマン, Maktaba al-Muhtasab, 1988年, 311ページ。
- (12) Abujaber, 前掲書, 177ページ。
- (13) 同上書, 69~70ページ。
- (14) ただし、ヨルダン人の意識のレベルでは、その生活形態に拘らず、自分達がベドゥインの子孫であるとの意識が依然存在しているとの指摘がある。清水芳見「アラブ人の“ベドゥイン”意識—ヨルダンでの調査をもとに—」(『現代中東研究』No.10, 1992年2月, 中東経済研究所, 26~37ページ, 参照)。
- (15) ホーラーン・サンジャクには、カダー7, ナーヒヤ10, 村380, 農場51があり、カラク・サンジャクは、カダー3, ナーヒヤ6, 村25, 農場(不詳)とやや規模は小さかった (木村喜博『東アラブ国家形成の研究』[研究双書354], アジア経済研究所, 1987年, 56ページ)。

- (16) Mađī ; Müsa, 前掲書, 7~8ページ。
- (17) カラクのシャイフ達は、トルコへの抵抗運動に関する恩赦を求め、フセイン・パシャはこれに応えると共に、月々60~80マジーディー・リラの給料 (rawātib) を支払う約束をした (同上書, 8ページ)。なおマジーディー・リラとは、スルタン・アブドル・メジドの時に鑄造された銀貨である (Cowan, J.M., *The Hans Wehr Dictionary of Modern Written Arabic*, 第3版, ニューヨーク, Spoken Language Services, Inc., 1976年, 893ページ)。
- (18) Mađī ; Musā, 同上書, 8~9ページ。
- (19) なお、カラク・リワーの行政組織と同地域のカダーの行政組織は以下のようになっていた (同上書, 16~17ページ)。

〈カラク・リワー〉

1. 内務局 (dā'ira al-dakhiriya)	ムタサッリフ (mūtaṣarrif) 1人 官吏 (muważẓaf) 11人
2. 財政局 (dā'ira al-mālīya)	財政局長 (ra'is al-muḥāsaba) 1人 官吏 (muważẓaf) 8人
3. 教育局 (dā'ira al-ma'ārif)	教育局長 (al-mudīr) 1人 男性教師 (mu'allim) 2人 女性教師 (女子校担当) (mu'allima) 1人 アザナ (adħana) 3人
4. 税務局 (dā'ira al-taħṣilat)	税務局長 (ma'mūr al-taħṣilat) 1人 徴稅人 (jubāra) 3人
5. 法務局 (dā'ira al-ādliya)	裁判長 (ra'is al-maħkama) 1人 裁判官 (qāḍin) 4人 付属裁判所職員 ('uđu maħkama) 1人 検察官 (mudda'i 'amm) 1人 下級判事 (mustanṭiq) 1人 官吏 (muważẓaf) 8人
6. シャリーア局 (dā'ira al-shar'iya)	裁判官 (qāḍin) 1人 官吏 (muważẓaf) 4人
7. 学術局 (dā'ira al-'ilmīya)	ムフティー (al-mufti) 1人 官吏 (muważẓaf) 1人
8. 住民局 (dā'ira al-nufūs)	住民局長 (ma'mūr) 1人 官吏 (muważẓaf) 2人
9. ウェルコ（財産税）局 (dā'ira wirkū)	官吏 (muważẓaf) 3人
10. 郵便・電報局 (dā'ira al-barid wa al-tirighraf)	郵便局長 (ma'mūr) 1人
11. 銀行局 (dā'ira al-khuşūşıya)	銀行局長 (ma'mūr) 1人

12. ワクフ局 (dā'ira al-awqaf) ワクフ局長 (ma'mūr) 1人
13. 地方都市局 (dā'ira al-baladīya) 地方都市長官 (al-ra'is) 1人
官吏 (muwaqqaf) 7人
14. 警察局 (dā'ira al-shurṭa) 治安局長 (mudir al-aman) 1人
警察官 (jund) 8人
書記 (katib) 1人
15. ハスバハーン局 (dā'ira al-ḥasbakhanā) ハスバハーン局長 (mudir) 1人
官吏 (muwaqqaf) 3人
16. 対外治安局 (dā'ira al-aman al-khārijīya) 対外治安監督官 (mufattish) 1人
書記 (katib) 1人
17. 土地登録局 (dā'ira al-tābū) 土地登録局長 (ma'mūr) 1人
書記長 (ra'is kuttāb) 1人
本部書記 (katib al-markaz) 1人
本部書記補佐官 (mu'awanahu) 1人

〈カダーの行政機構〉

1. 内務局 (dā'ira al-dakhīriya) カーイムマカーム (qā'immaqām) 1人
2. シャリーア局 (dā'ira al-shar'iya) 裁判官 (qāḍī) 1人
ムフティー (muftī) 1人
書記 (katib) 5人
3. 財政局 (dā'ira al-māliya) 財政局長 (mudir al-māl) 1人
書記 (katib) 5人
4. 法務局 (dā'ira al-'adliya) 裁判長 (ra'is maḥkama) 1人
裁判官 (qāḍī) 2人
検察官 (mudda'i 'āmm) 1人
下級判事 (mustanṭiq) 1人
書記 (katib) 4人
5. 土地登録局 (dā'ira al-tābū) 土地登録局長 (ma'mūr) 1人
書記 (katib) 1人

(20) 同上書, 12~13ページ。

(21) 同上書, 13ページ。

(22) ダマスクスからマディーナまでは、陸路で40日以上を要し、海路でも10~15日も要したのに対し、鉄道を使うと5日以内で済んだ (Antonius, George, *The Arab Awakening*, 再版, ベイルート, Librarie du Liban, 1969年, 74ページ [木村申二訳『アラブの目覚め』第三書館, 1989年])。

(23) Maḍī ; Mūsa, 前掲書, 16~26ページ。

- (24) 帝国議会の議員は全体で275人、トルコ人142人、アラブ人60人、東アラブからは26人、シリア・ウイラーヤからは8人が選出された（木村、前掲書、133ページ）。
- (25) Mādī ; Mūsā, 前掲書、17ページ。
- (26) Gubser, Peter, *Politics and Change in Al-Karak, Jordan : a Study of a Small Arab Town and its District*, ボールダー, Westview Press, 1985年, 106ページ。
- (27) Mādī ; Mūsā, 前掲書、16ページ。
- (28) 同上書、20ページ。
- (29) 同上書、20~21ページ。
- (30) 同上書、21ページ。
- (31) Gubser, 前掲書、107ページ。
- (32) Mādī ; Mūsā, 前掲書、22~23ページ。
- (33) 同上書、24~26ページ。
- (34) 同上書、26ページ。
- (35) 中岡三益『アラブ近現代史－社会と経済－』岩波書店、1991年、177~187ページ、参照。
- (36) Dann, Uriel, *Studies in the History of Transjordan, 1920-1929 : the Making of a State*, ボールダー, Westview Press, 1984年, 1ページ。
- (37) Wilson, Mary C., *King Abdullah, Britain and the Making of Jordan*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1987年, 45~46ページ。
- (38) 1920年7月24日に仏軍がダマスクスを占領し、ファイサルのシリア統治は終わった。
- (39) Wilson, 前掲書、51~52ページ/Dann, 前掲書、3ページ。
- (40) ただしサウディ側は、協定にも拘らず領土的主張から、この後も何度か攻撃を行なった。
- (41) Dann, 前掲書、8ページ。外相のポストは1939年以降設置された。
なお、歴代のレジデントは以下の通り（Wilson, 前掲書、216ページ）。
- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1. Albert Abramson | 1921.4~1921.11 |
| 2. H.St.John Bridger Philby | 1921.11~1924.4 |
| 3. Sir Henry Fortnam Cox | 1924.4~1939.3 |
| 4. Sir Alec Seath Kirkbride | 1939.3~1951.12 |
- (駐トランシヨルダンの英代表のタイトルは、1927年に「英代表」British representative から「英レジデント」British resident と変わった。)
- (42) それまでは、東ヨルダン首長国 (imāra sharqī al-urdun) であった。
- (43) Nowar, 前掲書、220ページ。
- (44) Wilson, 前掲書、62~63, 230ページ。
- (45) 同上書、50, 220, 230ページ。

- (46) 彼と親しかったパレスチナ高等弁務官サミュエルも、「彼のモラルの無欠性」に疑問を投げかけていた（同上書，21，72～73ページ）。
- (47) 木村，前掲書，89ページ／Wilson，同上書，83ページ／Nowar，前掲書，106ページ。
- (48) Wilson，同上書，91～92ページ。
- (49) Kirkbride, Alec, Sir, *From the Wings : Amman Memoirs 1947-1951*, , ロンドン, Frank Cass, 152ページ／Wilson, 前掲書, 78～79ページ。
- (50) Kirkbride, 同上書, 152～153ページ／Wilson, 同上書, 127, 160ページ。
- (51) Kirkbride, 同上書, 153ページ／Wilson, 同上書, 91, 160, 204ページ。
- (52) Wilson, 同上書, 62ページ。
- (53) アブドゥッラーは1946年に「トランスヨルダン国王」(malik) を名乗るまで、トランスヨルダンの「アミール」(amīr) を名乗っていた。これはその父でメカのシャリーフたるフセインが「アラブ諸国の国王」を宣言し、また兄弟のファイサルが短命ながら「シリア国王」、その後に「イラク国王」を名乗ったのとは違う、不安定な立場を示す事実である。アブドゥッラーはトランスヨルダン期において、一時シリア統一王国をも目指しながら、結局は「アミール」から「トランスヨルダン国王」（後に西岸を含むヨルダン・ハシミテ王国国王）たるべく活動したことになる。しかし、この「国王」という称号自体、旧来のアラビア語の用法より、西欧のKingまたはroiの焼き直しとしての意味を強く有するものであった。まさにフセインが「アラブ諸国の国王」を宣言したのを皮切りに、中東の各地で支配者がこのmalikという称号を使用し出したのである。東アラブ以外でも例えば、1922年にはエジプトのファード1世が、1926年にはアフガニスタンのアミールのアマーン・アッラーが、同年イエメンのイマーム・ヤヒヤがこの称号を用いるようになった。アブドゥッラーはこのような時代を反映する「国王」の枠の中で、それに依拠する形でヨルダン「国民」を創出しなければならなかった。「国王」「アミール」については、*The Encyclopaedia of Islam*, 新版, ライデン, E.J. Brill, 第1巻, 438～439ページ, 第4巻, 260～262ページ参照。
- (54) Wilson, 前掲書, 46ページ。
- (55) その2人とは、アミーン・アル・フセイニー (Amīn al-Ḥusaynī) とアーリフ・アル・アーリフ ('Ārif al-'Ārif) であった。アーリフは、しばらくトランスヨルダンで高級官僚として働くが、アブドゥッラーへの批判を強めるようになった（同上書，46～47ページ）。
- (56) 同上書, 47ページ。
- (57) Mađī ; Mūsā, 前掲書, 101～109ページ。
- (58) Wilson, 前掲書, 48ページ, 及びNowar, 前掲書, 103ページ。
- (59) Wilson, 同上書, 48ページ。

(60) Nowar, 前掲書, 102ページ。

徵稅狀況（トルコ時代1912年とトランシヨルダン時代1922年の比較）

（単位：トルコ・リラ）

地 域	人口 (人)	1912年 (税総額)	1人の 税負担	1922年 (税総額)	1人の 税負担
バルカ一	50,000	36,000	0.72	93,284	1.86
アジュルーン	85,000	49,000	0.58	63,884	0.75
カラク	55,000	20,000	※0.55	21,621	※0.35
合 計	190,000	105,000	0.55	178,789	0.94

※それぞれ0.36(12年), 0.39(22年)の誤りと思われる。

(61) しかし、アブドゥッラーはワッハーブの主な攻撃目標となっているバニー・サハルの忠誠を得るために、優遇措置をとる必要があったのは事実である (Wilson, 前掲書, 77~78ページ)。

(62) 同上書, 78ページ, 及びNowar, 前掲書, 107~112ページ。

(63) 「アラブ軍団」は、特にフィルビーからこの反乱への対応のまずさを批判されていた。

(64) Wilson, 前掲書, 78ページ。

(65) オドワーンが反乱の中でその主張と共に介入を避けるように英代表宛てに送った書簡の署名は、全バルカ一（オドワーン一族が属する）、全バニー・ハミーダ、全アジャルメといったバルカ一近郊の諸部族の連合体の名前とともに、全サーカシアンの名前も見える。

(66) Nowar, 前掲書, 180ページ。

(67) Wilson, 前掲書, 97ページ。原文ではバルカ一選挙区のキリスト教徒割り当てが2人となっているが、1人の誤記と思われる。

(68) Nowar, 前掲書, 232~233ページ, 及びMâdî ; Müsa, 前掲書, 281~286ページ。

(69) 現フセイン国王は、軍に対し完全な指導権を持っており、特にその採用については、国王に忠誠心の強いベドウィンを中心としているとの位置付けが一般的である。例えば、Mutawi, Samir A., *Jordan in the 1967 War*, 第2版, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 16ページ, 参照。

(70) 1923年4月1日に、アラブ軍団設立に関する法律が施行され、この予備隊と憲兵隊、トランシヨルダン警察が合体し、「アラブ軍団」(al-jaysh al-'Arabi)を結成し、アブドゥッラーが最高司令官を務めることが決められた (Nowar, 前掲書, 82ページ)。

(71) 同上書, 222ページ。

- (72) 同上書, 222ページ。
- (73) 同上書, 223ページ。
- (74) 英国内で, パレスチナとイスラエルの管轄の問題を巡り, 各省庁と英委任統治政府などとの食い違いがあったためとされる (Wilson, 前掲書, 86ページ)。
- (75) ピークはベドウィンのアラブ軍団採用に反対していたといわれる (Nowar, 前掲書, 222ページ)。
- (76) グラブは, フウェイタートの者が「政府は我々に税金を課すことと, 痛めつけることと, 投獄する以外のことはしなかった」と述べたと記している。また, 説得に当たっては, サウジ(イスラエルのベドウィンは, 東側からのワッハーブの攻撃に晒されていた)とイスラエル政府と同時に闘うのは得策ではないとの説得が功を奏したとも記し, イスラエル政府に対するベドウィンの不信感が存在したことを強調している (Glubb, John Bagot, *The Changing Scenes of Life : an Autobiography*, ロンドン, Quartet Books, 1983年, 100~102ページ)。
- (77) 同上書, 102~104ページ。
- (78) 2個騎馬大隊と350人のベドウィン部隊が補強された。同上書, 120ページ。また, 1938年に1628人の「アラブ軍団」は1946年には6624人にまで増強されている (Wilson, 前掲書, 251ページ)。
- (79) ダンはこれを機に, ベドウィンがハシミテ王家を支える主柱となったとする (Dann, 前掲書, 11ページ)。
- (80) イスラエル成立前に英國が幾つかの自治政府を作り自治を行なわせようとした。
- (81) ムタサッリフは, 国内問題担当長官が管理した (Nowar, 前掲書, 57ページ)。
- (82) 彼は現フセイン国王のもとで, 軍司令長官, 王宮長官, 首相などを務めるザイド・ビン・シャーケルの父にあたる (Lunt, James, *Hussein of Jordan : a Political Biography*, 第1版, ロンドン, Macmillan, 1989年, xxvページ)。
- (83) 「監督局」は, ベドウィンとその行動の監督を行なうものとされた。具体的には, ベドウィンのキャンプ地を割り当てたり, 1924年の「部族法」に基づき, 侵略や平和を乱した者の取り調べや懲罰を行なうことになっていた (Nowar, 前掲書, 232ページ)。
- (84) 例えば, 1941年のイラク・クーデタに「アラブ軍団」は「憲兵的に」介入している。その際 TJFF がイラクへの侵入を拒否し, イスラエル内部でも同じアラブに対して軍を差し向けることに対する反対の声があったにも拘らず, 「アラブ軍団」は, これに介入している (Wilson, 前掲書, 99, 133~134ページ)。